

委員会提出意見書案第1号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

令和4年3月25日提出

提出者 産業建設常任委員長 藤岡修美

## シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年（2023年）10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

仮に、この税負担の財源を確保するため、センターが、会員への配分金から消費税相当額を減ずる等の会員との取引条件を見直すと、社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」により地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすと懸念される。また、人生100年時代を迎え、国の目指す生涯現役社会の実現にも逆行すると考える。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、少額の収入しかない会員の手取額を減少させることなく、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会